

令和7年度 第4回南魚沼警察署協議会議事概要

開催日時	令和8年2月27日（金）午後4時00分から午後5時30分まで		
開催場所	南魚沼警察署 総合指揮室		
出席者	委員 (定数9人)	小杉会長 須藤委員 松原委員 片桐副会長 野口委員 (会長、副会長以下50音順) 岩野委員 発地委員	計7人
	警察	村山署長 大塚副署長 佐藤警務課長 高村生活安全課長 近藤交通課長	計5人

管内の治安情勢

署長から、令和7年12月末の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

生活安全課長及び交通課長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 特殊詐欺被害防止対策の強化

(1) 防犯広報（だまされないための対策）

ア 各種地域会合の席上で、特殊詐欺被害の発生状況について広報を実施するとともに、主な手口や国際電話不取扱受付センターの利用など対策方法等に関する講話を実施した。

イ 地元ラジオ局や新聞店と協力して、被害の発生状況、手口等の情報発信や、その防止対策等について広報活動を推進した。

(2) 金融機関等における水際対策（犯人にお金を渡さないための対策）

管内郵便局において局員の機転を利かせた対応によって、特殊詐欺被害の発生が防止されたことにより、警察署長名による感謝状を贈呈した。

(3) 防犯対策電話録音機の交付設置（犯人からの電話を受けない対策）

管内居住で特殊詐欺の被害にあった方に対し、警察庁から配分となった電話録音機を交付したうえ、固定電話への取り付けを行い、詐欺電話対策を実施した。

2 交通事故防止対策の強化

(1) 高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- ア 事故多発エリアを中心とした交通指導取締りを実施した。
- イ 企業、学校、地域における交通安全講話や地域の集まり等に出向いての交通安全教室などの機会を通じた広報活動を推進した。
- ウ 自動車学校の協力を得て、「高齢者講習」終了後に「高齢者歩行者としての交通事故防止」についての講話を実施した。

(2) 飲酒運転の根絶

重点地区を指定した飲酒運転の取締りを実施したほか、飲酒運転根絶の気運醸成のため、企業、地域における安全講話や各種交通事故防止運動などの機会を通じて広報啓発活動を実施した。

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 特殊詐欺被害防止対策の強化（抑止3本柱対策の推進）

- (1) 犯人からの電話を受けない対策
- (2) だまされないための対策
- (3) だまされたとしても犯人に金を渡さないための対策

2 交通事故防止対策の強化（推進すべき重点項目）

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 通学路・生活道路における交通安全の確保
- (5) 自転車ヘルメット着用の促進

答申

南魚沼警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

1 警察署入口が交差点に近いので、署への出入車と走行車との流れに危険を感じる場面を何度か見たが、特に配慮されている点などについて伺いたい。

○ 年間を通してパトカー等の公用車が敷地内から道路に出る際は、安全確認を確実に実施しています。直近の交差点を右左折してくる車両には特に注意を払っています。

また、冬期は雪壁で視界が遮られる傾向にあることから、より一層注意しているほか、視界を確保するため、当署員が雪壁を除雪しています。

2 警察がストーカー事案などで対応中に、被害者に重大な被害が及んでいるケースなどを報道で見ると、対応する警察官が主観的に判断しているのではないかとの懸念があるが、こういった被害を防ぐためにどのような対応をしているのか伺う。

○ 現在県警では、ストーカーを始めとする「人身安全関連事案」を認知した場合には、対応した警察官の個々の判断により緊急性や危険性の判断を誤らないよう、組織対応を徹底しています。当署で相談を受けた場合は、時間を問わず署長に報

告するとともに、24時間体制を確立している警察本部人身安全対策課に速報して、その事案毎に組織で判断して適切に対応しています。

- 3 他県で不正な交通取締りが発覚したとの事案が大きく報道されており、非常にショックを受けた。新潟県警ではこのような事がないよう適正に取り組んで頂きたい。
- 当署においても他人事と思わず、日々の署員への指導教養を徹底して、引き続き適正な交通取締りに取り組んでいきます。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。